

令和3年9月8日

保護者の皆様

尾道市教育委員会  
教育長 佐藤 昌弘  
尾道市立美木原小学校  
校長 神原 芳則

### Wi-Fiルーターの貸し出しについて

日頃より、本市の学校教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本市では、令和2年度に児童生徒1人に1台のタブレット端末（Chromebook）を整備し、各学校において授業での活用を進めております。

市では、Chromebookを家庭学習でも活用できるよう、各学校の判断で家庭への持ち帰りができることといたしました。また、やむを得ず臨時休業となる場合、インターネットに接続したChromebookを活用して学習することも想定しております。

保護者の皆様におかれては、教育のICT化に対応した家庭学習が可能となるよう、家庭のWi-Fi環境を進めていただくよう、お願い申し上げます。

なお、本市では、希望する家庭に向けて、モバイルWi-Fiルーターを貸し出すことといたしました。通信にかかる費用は、保護者負担となります。ご希望の保護者は、別紙「Wi-Fiルーター貸出申込書」により、通学されている学校にて申請手続きを行ってください。通信費用は、税込みでは2,035円となります。予定金額が変更になっております。ご注意ください。

Wi-Fiルーター貸出による通信費用の支払いについては、使用の前月中に通信料を専用封筒に入れて学校へ提出をお願いします。

通信量は、ルーター1台当たりの5GB以内を想定しておりますが、学習内容により、変化する可能性があります。貸し出しルーターでは、一ヶ月に5GBを超過した場合、翌月まで通信速度が低速になるため、長時間の動画の視聴等には、注意してください。

また、すでに家庭のパソコン等でインターネットを利用している場合は、自宅のモデム等にルーターを接続するほうが経済的な場合があります。現在の家庭通信環境により、最適な整備方法が異なりますので、ご家庭内で相談したり、契約している通信事業者にご相談したりして、ご検討いただきたいと思います。

#### 1 家庭学習に必要な通信量の目安

○ 月5GB以内

#### 2 タブレット端末（Chromebook）を活用した家庭学習の例

eライブラリ（小1～中3までのドリル教材） Netモラル（情報モラル教材）

タイピング Scratch（プログラミング教材） データ送信された宿題 調べ学習等

（動画の視聴やビデオ会議は、多くの通信量を必要とするため、必要最低限に留める）

電子図書

令和 年 月 日

尾道市教育委員会教育長 様  
尾道市立美木原小学校  
校長 神原芳則様

Wi-Fiルーター貸出申込書

以下の事項をお読みいただき、同意した上で、必要事項への記入をお願いいたします。

〈貸し出しに関する留意事項〉

- 1 Chromebookを使用した家庭学習の用途以外で使用しないでください。
- 2 貸し出し期間は、令和3年10月1日（金）～令和5年3月31日（金）
- 3 通信料は、月額2,035円（税込）通信量は、月5GB  
申込は、児童生徒1人につき1枚記入し、ルーター1台貸出します。  
1台を兄弟で使う場合には、使用する児童生徒の名前を1枚に記入してください。
- 4 通信料金は、保護者が負担してください。ただし就学援助家庭・就学奨励費家庭は、負担免除されます。月の途中で転出等する場合はその属する月は通信料が発生します。
- 5 中学校を卒業する場合や尾道市外へ転出または、尾道市立以外の学校へ通学する場合には、学校へ返却してください。
- 6 貸し出し期間中に破損、紛失等があった場合は、保護者に修理代を負担していただくことがあります。
- 7 貸し出し機器に破損、紛失等が生じた場合、速やかに学校、教育委員会に連絡してください。
- 8 ルーターが不要になった場合、速やかに学校に返却してください。

上記の留意事項を確認し、同意した上で貸出を希望します。

尾道市立美木原小学校 年 組 番

児童氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

連 絡 先 \_\_\_\_\_

-----  
事務処理欄（この欄には記入しないでください。）

Wi-Fiルーター管理番号 Onoed- \_\_\_\_\_

貸出日 令和 年 月 日

返却日 令和 年 月 日